

## 津波に飲まれて

—岩手宮城福島での知財授業—

会員・知的財産支援センター第1事業部 石川 竜郎



## 要 約

本稿では、平成25年度から知的財産支援センターで実施する岩手、宮城、及び福島での知財授業について説明します。

## 目次

1. はじめに
2. 岩手宮城福島での知財授業
  - 2-1. 震災後の当会の動き
  - 2-2. 知財授業の実施の態様
  - 2-3. 知財授業の実績
  - 2-4. 岩手宮城福島での知財授業の意義
3. 直面している課題
  - 3-1. 知財授業の開催校探し
  - 3-2. 費用
4. さいごに

## 1. はじめに

私は、大阪に在住しておりますが、宮城県名取市閑上（ゆりあげ）の出身です。東日本大震災の当日は帰省しており、実家で被災しました。約8メートルの高さの津波に飲まれ、500メートルほど流されました。水面を覆い尽くす瓦礫の中から必死になって身体を抜いて、プロパンガスが爆発する炎を横目に、近くにあった鉄筋コンクリート3階建ての老人ホームに逃げ込みました。翌日午後、自衛隊のヘリコプターで救出して頂きました。胸骨は折れ、全身が切り傷と打撲で覆われていました。閑上は、老人ホームや学校などのわずかな建物のみを残して壊滅しました。一緒に実家に居た両親をはじめ、地元の知り合いや友人の多くが亡くなりました。

被災直後は、「自分だけが生き残ってしまった」という呆然とした気持ちや、「どうせ誰も分かってくれないだろう」という塞ぎ込んだ気持ちになっていました。しかし、月日が経ち精神的肉体的に回復するにつれ、「故郷の方々、助けてくれた方々のために自分にできることは何だろう？恩返しをしたい」という気持ち

が生まれてきました。そして、悩みながらも出した答えが、知的財産支援センターのセンター員として岩手宮城福島で知財授業を行うことでした。

ここでは、知的財産支援センター第1事業部が実施している、岩手宮城福島（被災地）での知財授業を紹介します。



震災前の実家の正面



震災後の実家の正面

## 2. 岩手宮城福島での知財授業

## 2-1. 震災後の当会の動き

当会は、東日本大震災直後から弁理士に対して復興支援提案の募集を行いました。そして、募集した復興支援提案を実行するために、復興プロジェクト本部を立ち上げました。復興プロジェクト本部は、例えば特許出願等復興支援制度の創設、東北での知財セミナー、及びなみえ焼そばの支援などを、現在まで継続的に行っています。

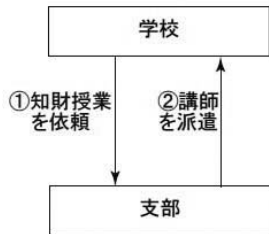
弁理士から寄せられた復興支援提案の中には、岩手宮城福島での知財授業というものがありました。知的財産支援センターは、復興プロジェクトからの要望書

を受けて、平成 25 年度から岩手宮城福島の各県の小中学校での知財授業を開始しました。

2-2. 知財授業の実施の態様

当会の知財授業の実施の態様は、関東東海近畿と、その他の地区とでは異なっています。

知財授業の実施の態様 (関東・東海・近畿)



知財授業の実施の態様 (岩手宮城福島)



関東東海近畿では、講師を担当可能な弁理士が多数存在しており、各支部が知財授業を運営しています。関東東海近畿の各支部は、基本的に、依頼を受けた学校へ講師を派遣するという態様で知財授業を行っています。これは、関東東海近畿の各支部では、知財授業の実績があるため、所属弁理士から学校を紹介されるケース、過去に知財授業を実施した学校からの再度の実施要請を受けるケース、または過去に知財授業を実施した学校から他校を紹介されるケースなどが多く、ある程度の数の学校からの依頼を受けることができるためであると私は推測します。

関東東海近畿以外の地区では、講師を担当可能な弁理士が少ないため、知的財産支援センター第1事業部が知財授業を運営しています。関東東海近畿以外の地区、特に東北では、知財授業の実績が少なく、当会は、学校へのコネクションをほとんど有していません。このため、知的財産支援センター第1事業部は、個別の学校や地方公共団体に対して知財授業の開催を積極的に打診しています。打診の結果、先方に承諾して頂いた場合に、学校へ講師を派遣しています。

2-3. 知財授業の実績

当会では、約 10 年前から知財授業を行っています。近年では、年間 100 校程度の実績があります。知財授業の実績の大部分は、関東東海近畿の各支部によるものであり、これら以外の地区での知財授業の実績は少ないです。特に東北では、平成 24 年度以前の実績はわずか 8 校であり、震災直後から平成 24 年度にかけては 1 校も行われていませんでした。

過去3年間の知財授業の実績

	小学校	中学校	高校	合計
平成23年度	49	16	26	91
平成24年度	50	14	30	94
平成25年度	41	9	39	89

平成 25 年度から、岩手宮城福島の小中学校や地方公共団体に対して知財授業の打診を行った結果、平成 25 年度には 3 校で知財授業を実施しました。平成 26 年度には 6 校で、知財授業を実施予定です。

岩手宮城福島での知財授業

平成25年度 (3校)	岩手県盛岡市立青山小学校 福島県伊達市立大枝小学校 宮城県名取市立増田小学校
平成26年度 (予定6校)	宮城県仙台市立三条中学校 宮城県仙台市立若林小学校 宮城県名取市立増田小学校 宮城県岩沼市立岩沼南小学校 宮城県石巻市立渡波小学校 福島県いわき市立中央台東小学校

平成 25 年度、私は、岩手県盛岡市立青山小学校と宮城県名取市立増田小学校の講師を担当させて頂きました。岩手県盛岡市立青山小学校では、子ども達の寄せ書きを頂戴し、感激しました。宮城県名取市立増田小学校では、宮城県初の知財授業ということで、地元の新聞社やテレビ局の取材を受け、地元の方々が関心を持って下さっていると感じました。



岩手県盛岡市立青山小学校の子ども達からの寄せ書き

## 2-4. 岩手宮城福島での知財授業の意義

当会が実施する特許出願等復興支援制度や知財セミナーは、岩手宮城福島の法人や個人に対して有効な復興支援策となっているものと私は思います。しかし、知的財産権の性格上、特許出願等復興支援制度や知財セミナーを通じて支援対象となるのは、知的財産権の基となる創作活動を行うことが可能な状況にある方々、すなわち、比較的被害の少ない方々であると私は推測しています。

一方、甚大な被害を受けられた方々（津波により工場や社員を失った法人や、自宅や家族を失った個人など）は、そもそも知的財産の基となる創作活動を行うことが困難であり、自らの事業や生活の基盤の再建を優先されています。これらの方々に対する当会の支援策は限られています。

また、弁理士法上に規定された当会の目的に鑑みて、当会が実施することのできる復興支援策には、制約があります。

このような背景から、岩手宮城福島での知財授業は、甚大な被害を受けられた方々をも対象とし得る、当会の貴重な支援策であると思います。被害の大きい地域やその周辺の地域を選んで知財授業を実施することで、甚大な被害を受けられた方々に直接的に支援することができるためです。また、今後の東北の経済活動を担うであろう子ども達に知的財産権の意識の苗を植えることは、東北の復興にとって重要であると思います。

## 3. 直面している課題

### 3-1. 知財授業の開催校探し

知財授業の開催校探しに苦労しています。学校に対して知財授業の開催を打診しても、開催を承諾して下さる確率は低く、10校中1校くらいです。開催を承諾して下さる学校が少ない理由は、東北での知財授業の実績が少ないためであると私は推測します。馴染みのない団体からの得体の知れぬ内容の授業の申し出を受諾するのに、学校側にためらいがあつて当然です。また、東北には本社機能や工場が少なく、弁理士や知的

財産権への関心が低いことも理由でしょう。

知財授業の開催校を効率よく探すためには、岩手宮城福島の学校との繋がりを持つ弁理士の協力を得て、知り合いの先生や地方公共団体の職員の方などを紹介して頂くことが必要と考えています。

### 3-2. 費用

岩手宮城福島に対して東京などから講師を派遣する場合には、場所にもよりますが、往復の交通費だけで1人当たり数万円かかります。限られた予算の中でできる限り多くの学校で知財授業を行うためには、1校当たり要する交通費を低減する必要があります。

知的財産支援センター第1事業部では、講師の派遣費用を低減するために、なるべく開催校の近隣に居住する弁理士を講師に選定するようにしています。一方、東北支部所属の弁理士の数は少ないため、東北支部所属の弁理士の負担が大きくなるように配慮する必要があります。また、知的財産支援センター第1事業部では、講師の派遣費用を低減するために、1校当たり派遣する講師の数を減らす、又は1クラス1人の講師で実施可能な発明工作授業を授業コンテンツとして採用する、などの方策も採っています。

## 4. さいごに

この場をお借りしまして、岩手宮城福島での知財授業の実施に協力して頂いている方々に御礼申し上げます。岩手宮城福島での知財授業は、少しずつではありますが確実に広がって来ています。

一方で、開催校の増加とともに上述のような課題も出てきました。しかし、これらの課題は、弁理士の方々のご理解とご協力を得ることによって解決することができるものであると思います。本稿を読んだ一人でも多くの方に、岩手宮城福島での知財授業についてご理解頂き、ご協力を賜ることができれば幸甚です。

なお、「被災地」や「被災者」という言葉によって当事者が受ける印象を推し量った結果、本稿ではこれらの言葉の使用をなるべく控えました。

以上

(原稿受領 2015. 1. 16)